

富士市トライアル発注推進事業実施要領

令和7年3月28日制定

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定による新商品の生産及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる新商品)

第2条 この要領において、「新商品」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、過去に申請した実績がある同一商品を除くものとする。

- (1) 自ら開発し、富士市内で自らの商品として製造し、又は販売する商品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内の商品であること。
- (3) 市場性が見込まれる商品であること。

(対象となる新役務)

第3条 この要領において、「新役務」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切であると認めるもの及び過去に申請した実績がある同一役務を除くものとする。

- (1) 自ら開発し、富士市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、提供開始からおおむね5年以内の役務であること。
- (3) 市場性が見込まれる役務であること。

(認定対象者)

第4条 この要領の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 富士市内に事務所又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項の中小企業団体をいう。）に該当する者であること。
- (2) 納期が到来した市税を完納している者
- (3) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に該当しない者及びこれらの者と密接な関係を有しない者
- (4) 申請から認定までの期間内において、富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置

要領又は富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

(申請)

第5条 この要領に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市トライアル発注推進事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画（第2号様式）
- (2) 商品等の詳細が分かる資料
- (3) 申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定基準)

第6条 申請者から提出された実施計画は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。
- (2) 新商品等が、第2条又は第3条の要件のいずれかに該当すること。
- (3) 申請者が第4条の要件に該当すること。
- (4) 認定申請書に記載した事項を確実に実施し得ること。
- (5) 関係法令に違反しないこと又は違反するおそれがないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。

(事業者の認定)

第7条 市長は、認定申請書及び実施計画が前条に定める認定基準に適合するかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、認定申請書及び実施計画を審査し、前条に定める認定基準に適合すると認めたときは、その申請者を富士市トライアル発注推進事業者（以下「認定事業者」という。）として認定し、認定事業者に対して、富士市トライアル発注推進事業認定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 3 認定の効力が継続する期間（以下「認定期間」という。）は、認定事業者に認定の通知をした日から起算して3年を経過する日までとする。

(実施計画の変更)

第8条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書(第4号様式)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実施計画の中止)

第9条 認定事業者は、認定期間中に新商品等の生産・提供を中止したときは、事業中止届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って新商品等の生産・提供を実施していないとき。
- (2) 第6条の認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が認定することが適当でないとき。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

(新商品等に関する広報活動)

第12条 市長は、認定事業者が生産し、又は提供する新商品等の普及促進を図るため、認定した新商品等を公表するほか、新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。